

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則第2条の2の解釈運用基準

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則（平成16年東京都規則第98号）の一部を改正（平成27年6月30日公布 東京都規則第146号）し、携帯電話端末等の推奨基準に関する標記条文を改めたことから、同条文にかかる解釈運用基準については次のとおり策定する。

1 推奨決定までの流れ

- (1) 申請者は、次に掲げる各要件について東京都推奨携帯電話端末等検討委員会（以下、「検討委員会」という。）において説明を行う。
- (2) 検討委員会の各委員は、下記「推奨携帯電話端末等の推奨検討にかかる評価項目の基準表」により、意見を表明する。
- (3) 知事は、検討委員会の意見を踏まえて推奨の可否を決定する。

《推奨携帯電話端末等の推奨検討にかかる評価項目の基準表》

※ 下記「評価項目」を全て満たし、青少年の利用に関して青少年の健全な育成に配慮していることが必要となる。

評価項目

規則条文	評価の視点
1 イ（おおむね小学生程度）	
(1) 青少年が携帯電話端末等を利用して保護者の望まない相手と連絡を取ることを防止できること	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が登録した相手とのみ通話やメールの発着信ができるような機能が想定される。 ・携帯電話端末等のアドレス帳へ登録できる件数が限られていることや、メール機能（ショートメールを含む。）がないことが望ましい。
(2) 青少年による携帯電話端末等での連絡を取るための利用において、青少年の家庭の状況に応じてその利用を最小限にとどめられること	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料金上限の設定や、端末の起動制限ができる機能が想定される。 ※上記(1)に該当すれば、青少年による携帯電話端末等で連絡を取るための利用は、最低限にとどめられると解釈され、本規則にも該当する。
(3) 青少年が携帯電話端末等を利用してウェブサイトを利用することができないこと	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話端末等にウェブサイト利用の機能がないか又はウェブサイトへ接続できる契約を行わないなど、全制限ができる機能が想定される。

<p>(4) 連絡を取るための機能以外の機能がなく、又は青少年の家庭の状況に応じて青少年の健全な育成を図る観点から必要が認められない機能を保護者が適切に制限できること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が必要性を認めない機能（例：アプリ、カメラ及びワンセグ機能等）の利用を制限できる機能が想定される。 ※電卓、メモ及びアラーム等の機能がなく、又はそれらの機能を制限できることまでは要さない。
<p>(5) 保護者等による保護又は監護を可能とする機能があること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯ブザーやGPSによる位置検索機能が想定される。
<p style="text-align: center;">ロ （おおむね中学生以上）</p>	
<p>(1) 青少年が携帯電話端末等を利用して青少年に有害な影響を及ぼすおそれのある相手と連絡を取ることを防止できること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の相手に対し、電話やメールの発着信を制限できる機能が想定される。 ※大量送信メール、なりすましメール等を受信できない機能設定など。
<p>(2) 青少年の家庭の状況に応じて青少年による携帯電話端末等の深夜の利用を適切に制限できるとともに、青少年の生活習慣を乱すような携帯電話端末等の利用及び依存的な利用を抑止できること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・メール、ウェブサイト又はアプリ等の利用を、時間帯により制限できる機能や利用料金上限の設定が想定される。
<p>(3) 保護者が、利用者である青少年のプライバシーに配慮しつつ、必要に応じて青少年の携帯電話端末等の利用状況を適切に把握することができること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通話料、通信料等の利用料金の内訳が把握できる利用明細を、保護者が確認できる機能が想定される。 ・通話料や通信料等があらかじめ設定した一定額に達した場合、保護者にメール等で知らせることができる機能が想定される。
<p>(4) 青少年有害情報（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第二条第三項に規定する青少年有害情報をいう。以下同じ。）の閲覧を制限するために、青少年が、携帯電話端末等のインターネットを利用して、青少年有害情報フィルタリングサービス（同条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話端末等の利用に際して、青少年の健全な成長を著しく阻害する情報の閲覧を制限できる機能を想定している。

<p>第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。) を利用できること。</p>	
<p>(5) 連絡を取るための機能若しくはウェブサイトを利用するための機能以外の機能がないこと又は青少年の家庭の状況に応じて青少年の健全な育成を図る観点から必要が認められない機能を保護者が適切に制限できること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が必要性を認めない機能の利用を制限できる機能が想定される。 ※電卓、メモ及びアラーム等の機能がないこと又はそれらの機能を制限できることまでは要さない。
2	
<p>(1) 前号に掲げる要件に該当する機能が一括して提供されていること又は当該機能を保護者が容易に設定できるようにされていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「一括して提供されている」とは、契約時に全ての要件を満たしている端末又は店員が保護者の申出により機能の設定を行うことで、機能が一括して提供されること。 ・「容易に設定できる」とは、事業者により保護者が機能の設定を容易にできるマニュアル等が用意され、かつ、その操作が複雑でないこと。 ※携帯電話端末等を購入時等において、事業者からその場でマニュアル等を提供されることが必要となる。
3	
<p>(1) 第1号に掲げる要件に該当する機能を確保するため、その機能を設定し、又は変更する場合には、必ず保護者が関与する仕組みが確保されていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各機能の設定又は変更をする際に、必ず保護者が管理するパスワードを入力して行う仕組みや、保護者の同意書を徴することとなっている仕組みが想定される。